

特記仕様書

業務番号	23 - B32D
業務名	平成23年度 大倉地区林地開発行為にかかる測量業務
業務場所	船井郡京丹波町 大倉 地内
履行期間	契約日の翌日から平成24年1月31日

(業務内容)

測量) 基準点測量 N = 30点 水準測量 L = 0.8 km 現地測量 A = 0.07 km²
中心線測量 L = 0.8 km 縦断測量 L = 0.8 km 横断測量 L = 0.8 km

(測量業務)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「測量業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)及び京丹波町公共測量作業規程及び同記載要領」(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。

(設計業務)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務共通仕様書(案)(平成13年1月京都府)」(以下「共通仕様書」という。)、「土木構造物標準設計」(国土交通省)、「設計便案(案)」(近畿地方整備局)及び「土木構造物設計マニュアル(案)」(建設省)によるものとする。

(成果品の提出)

報告書は、製本2部及び電子データ1部を提出するものとする。

(打合せ等)

1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時1回、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについ

ては、監督職員の協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

2 業務着手時又は業務計画書作成時には原則として主任技術者が立ち会うものとする。

(資料等の支給及び返却)

貸与する資料等は、次のとおりとする

資料の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
林地開発行為協議資料(平面図、横断図、縦断図等)	1	式	京丹波町	京丹波町	紙、電子データ
大倉谷川河川改良工事資料(平面図、横断図、縦断図等)	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ
大倉発生土受入資料(平面図、横断図、縦断図等)	1	式	京丹波町	京丹波町	電子データ

(その他の特記事項)

- 1 測量業務期間中現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の確保に努めなければならない。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

【1】測量業務

(測量の基準)

測量間隔は、次によるものとする。

種別	区分	間隔	測量幅	縮尺	備考
地形測量	現地測量	-	-	1/500	
路線測量	中心線測量	20m	-	-	
路線測量	縦断測量	20m	-	-	
路線測量	横断測量	20m	75m～95m	1/100	

(土地への立入り等)

- 1 測量業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

(検査)

- 1 点検測量
本業務において測量成果の精度及び品質について確認のため点検測量(再測量)を行うものとする。
- 2 測量機械器具の検定
本業務に使用する機械の検定については(社)日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果品に添付して提出するか、または受注者自身が別に定める検定要領により検定を行いその記録を提出するものとする。
- 3 電子計算機用プログラムの検定

本業務に使用する電子計算機用プログラムの使用承認を受ける場合は、別に定める電子計算機用プログラムの検定要領（案）に基づき、必要書類を提出するものとする。